

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された平成23～27年度政務活動費の交付に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりです。

奈良県監査委員	江南政治
同	斎藤信一郎
同	清水勉

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出日 平成29年3月22日

3 請求の要旨 監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対して、平成23～27年度に目的外に支出された政務活動費（平成24年度以前は政務調査費）24,391,380円について、不当利得返還請求権を行使し、議員に返還請求するよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 広聴広報費（印刷物）（5,094,341円）

広聴広報費（印刷物）については、印刷物の現物を確認した上で政務活動費の充当が適切かどうか判断する必要がある。

現物確認ができた議員（和田恵治、川口正志、田中惟允及び宮本次郎の各議員）の印刷物については目的外記事の記載割合を評価して適切な充当額を算定し、現物確認ができない議員の印刷物については、支出額の2分の1を適切な充当額として、これらの金額との差額は目的外の支出額である。

イ 事務所費（事務所賃借料）（5,308,714円）

後援会事務所が賃借事務所と同居する併用型事務所に係る賃借料については、社会通念からその2分の1を目的外に支出された政務活動費とせざるを得ない。

議員が発行する印刷物やブログにおいて政務事務所を後援会事務所であると公表している場合も併用型事務所であることが確認できるので、これに係る賃借料については、その2分の1を目的外に支出された政務活動費とすべきである。

政務事務所の外観（看板、ポスター等）から、選挙活動、後援会活動等の実態が伺える場合も政務活動以外の使用があることが推認できるから、この事務所賃借料については、特段の釈明がない場合においてはその2分の1を目的外に支出された政務活動費とすべきである。

ウ 人件費（11,517,373円）

政務事務所を後援会事務所と併用している場合においては、そこに働く職員が政務活動のみに従事したと考えるのは合理的ではなく、一般的な社会通念からその2分の1を目的外に支出された政務活動費とすべきである。

エ 広聴広報費（ホームページ維持管理費）（806,964円）

ホームページ維持管理費を100%充当している議員（岡史朗、和田恵治、粒谷友示、安井宏一、大国正博、奥山博康、小泉米造及び山中益敏の各議員）について、そのホームページの運営の実態等から、その維持管理費の2分の1を目的外に支出された政務活動費とすべきである。

オ その他の支出

(ア) 会議費（政務報告会議昼食費）（25,000円）

出口武男議員の政務報告会議昼食費50,000円については、支持者との懇談会的要素も否定できず、その2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(イ) 要請陳情等活動費（東京政策懇談会）（24,827円）

新谷紘一議員の東京政策懇談会35,000円のうち、バス代を除く24,827円の支出内容が不明であり、所定の報告がなく政務活動費の充当は認められない。

(ウ) 広聴広報費及び事務費（県政報告用紙代等）（82,466円）

猪奥美里議員の清和ビジネスへの支払額のうち197,378円に政務活動費を充当しているが、総支払額229,825円からの按分の根拠が不明のため、総支払額の2分の1を適切な充当額として、その差額は目的外の支出額である。

(エ) 事務所費（管理費）（19,440円）

松尾勇臣議員が平成27年5月11日に支払ったセコム契約料は、他の月と同様にその2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(オ) 事務費（電話料金）（22,875円）

松尾勇臣議員が平成27年6月30日に支払ったNTTファイナンス電話料金は、他の月と同様にその2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(カ) 事務費（パソコン代）（72,900円）

粒谷友示議員の政務活動事務所は併用型事務所であるから、パソコンを政務のみに使用しているとの主張との間に整合性がなく、経費の2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(キ) 事務費（プリンター代）（48,600円）

松本宗弘議員の政務活動事務所は併用型事務所であるから、プリンターを政務のみに使用しているとの主張との間に整合性がなく、経費の2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(ク) 事務費（コピー機リース代等）（91,555円）

秋本登志嗣議員の事務所は後援会と同居しているので、コピー機リース代及びトナー代を政務のみに使用しているとの主張には無理があり、経費の2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

(ケ) 調査研究費（大学院授業料等）（245,297円）

川田裕議員の京都大学院授業料等について、個人的技能の習得にかかわる経費と認められる部分の存在が否定できないため、経費の2分の1に政務活動費を充当することが適切である。

カ 田中惟允議員の支出

(ア) 事務費（NHK受信料等）（53,994円）

NHK受信料及びこまどりケーブル代への政務活動費の充当は社会通念から認められない。

(イ) 資料購入費（書籍購入費）（21,910円）

文藝春秋、中央公論の購読料について、政務活動との関連性は認められない。

(ウ) 資料購入費（新聞購読料）（6,769円）

聖教新聞2部の定期購読料の2分の1に政務活動費を充当しているが、うち1部の半額6,769円は認められない。

(エ) 資料購入費（書籍購入費）（94,855円）

昭和天皇実録、万葉集全歌講義、松山本草他について、政務活動との関連性は認められない。

(オ) 調査研究費（会費）（22,000円）

実践倫理宏正会会費、あきの蛸能保存会会費は、私的費用のため認められない。

また、雑誌倫風の購読料の2分の1に政務活動費を充当していることと整合しない。

(カ) 事務費（郵便料）（1,950円）

記念切手の購入は、県民の信頼と議員の権威を傷つける行為である。

(キ) 事務費（購入代）（6,580円）

バッテリーチャージャーの使用目的が不明であり、政務活動費の充当は認められない。

(ク) 事務費（購入代）（15,910円）

ニコン発注とだけ記載されており、その内容が不明のため、政務活動費の充当は認められない。

(ケ) 事務費（購入代）（14,584円）

カメラバッテリー及びメモリーカードと記載されているが、高額で用途が不明であり、政務活動費の充当は認められない。

(コ) 事務費（郵便料）（117,457円）

郵便局への支払の2分の1に政務活動費を充当しているが、その品名、数量、単価等が不明な領収書であり、充当は認められない。

(カ) 調査研究費（交通費）（31,500円）

飛行機搭乗券を添付した支払証明書はあるが、領収書により支出金額の証拠を示す必要があるので、充当は認められない。

(シ) 事務費（燃料代）（23,118円）

ガソリン代について、給油回数が異常であり、連日給油する等複数の者が使用していることが認められる。その3分の1が適切な充当額であり、その2分の1の充当額との差額は目的外の支出額である。

キ 米田忠則議員の支出（事務所費電気代）（620,401円）

事務所費電気代について、その2分の1に政務活動費を充当しているが、政務活動費の人件費と政治資金規正法に基づく収支報告書の人件費との比率や活発な後援会活動を勘案すると、最大でもその4分の1に充当するのが適当である。

4 請求人から提出された事実証明書

(1) 平成23～27年度 政務活動費に係る収支報告書および領収書はり付け用紙コピー

- (2) 広報紙印刷物コピー
- (3) ホームページ画面コピー
- (4) 事務所写真コピー
- (5) 政治資金規正法に基づく平成27年度収支報告書コピー

第2 監査委員の除斥

川口延良監査委員は、監査の対象に関して直接の利害関係を有するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成29年4月12日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から意見陳述書等の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、請求人が不適切な支出とする平成23～27年度政務活動費について、知事に違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があると認められるか否かを監査対象とした。

ただし、本件監査請求後に奈良県政務活動費の交付に関する規程（以下「規程」という。）第7条に基づいて、松尾勇臣議員、田中惟允議員及び出口武男議員から県議会議長あてに収支報告書の訂正届が提出されたので、訂正のあった政務活動費については、充当されているものは訂正後のものを監査の対象とし、充当しないこととされたものは監査の対象外とした。

その訂正内容は、次表のとおりである。提出された訂正届については、監査において確認している。

議 員 名	訂正日	訂 正 内 容
松尾勇臣議員	平成29年 4月12日	・ 電話料金（平成27年6月分）の経費区分を「事務所費」から「事務費」へ訂正 ・ 上記について、按分率1/2及び充当金額22,875円を補記

田中惟允議員	平成29年 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月23日チラシ折込料について、按分率4/5及び充当金額44,537円を補記し、充当金額を55,672円から44,537円に訂正 実践倫理宏正会の会費12,000円及びあきの蛭能保存会の会費10,000円に政務活動費を充当しないとの訂正
出口武男議員	平成29年 5月2日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月10日政務報告会議の昼食費50,000円に政務活動費を充当しないとの訂正

3 監査対象部局 議会事務局

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等の内容

議会事務局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成29年4月19日に陳述を聴取した。

議会事務局から提出された監査資料及び陳述等の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 政務活動費制度の趣旨について

県議会は二元代表制のもと、県民の負託に応え、政策立案機能や監視機能の充実強化を図り、議会に求められる権能を十分に発揮することが求められている。その権能を十分に発揮するためには、会派及び議員が本会議や委員会での質問、質疑、政策論争をはじめとする様々な議員活動を積極的に行う必要があり、また、そのためには、県の事務や地方行財政などの事項について、住民や学識経験者からの意見聴取や現場視察、あるいは資料収集を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっている。したがって、そのために必要な経費の一部を政務活動費として公費で負担している。

また、調査研究活動の範囲及び政務活動費の使途については、会派及び議員の自主性及び自立性を尊重することが求められており、本県の平成20年度及び平成23年度の政務調査費の交付に関する平成24年7月27日及び平成27年11月12日の大阪高等裁判所の判決においても判示されている。

(2) 本県の政務活動費に関する制度の概要について

奈良県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び規程については、平成12年に全国都道府県議会議長会がとりまとめた、標準旧条例、標準旧規程に準拠している。

交付額については、会派に対し月額2万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額、議員に対し月額28万円と定めている（条例第4条第1項及び第5条第1項）。

政務活動費を充てることができる範囲については、条例第2条を受けて、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の10項目を挙げてその内容を定めている（条例別表第1及び第2）。

年度終了後には、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出することとなっており（条例第10条第1項）、残余がある場合は返還することを定めている（条例第11条）。

平成20年度からは、収支報告書には、海外・県外活動記録簿及び全ての支出に領収書等を添付することとなった（条例第10条第1項）。

また、同年度に、使途基準をより一層明確化、具体化し、政務調査費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる「政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」を作成し、具体的な例示をするなど使途基準の明確化に努める一方、充当の上限を定める経費、実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めた。

さらに、平成24年9月には法第100条の一部が改正され、交付目的に従前の「調査研究」以外に「その他の活動」を加えたうえ「政務活動費」とすること、使途基準を条例において定めること、議長は使途の透明性の確保に努めることが定められた。これに伴い、平成24年12月に、「奈良県政務調査費の交付に関する条例」及び「同規程」を改正、平成25年3月に施行し、平成25年4月に「政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」を「政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）」（以下、「政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）」及び「政務活動費の手引（政務活動費の運用方針）」を合わせて「手引」という。）に改訂した。

(3) 手引の主な内容について

ア 政務活動費の充当が不適当な経費

政党活動の経費、選挙活動の経費、後援会活動の経費、私的経費及びその他（会費関係、会議費関係等）の5項目を政務活動費の充当が不適当な経費とし、

それぞれどのような経費が該当するかを例示している。

イ 具体的な使途の例示

政務活動費の使途基準について、条例別表第1及び第2に定める経費の項目ごとにその内容を説明し、それぞれ該当する経費や不適当な経費を例示して説明している。

ウ 使途基準の考え方

政務活動費は、政務活動に要した費用の実費弁償を原則とし、必要に応じ、使用実態や業務実態で按分すること、按分が困難な場合は、支払額の2分の1を限度に充当できること等を示している。

エ 収支報告

収支報告書を提出するにあたっての留意事項、添付する必要がある書面等を示している。

(4) 政務活動費の使途に係る議会事務局の確認について

条例第10条により、政務活動費の交付を受けた議員は、年度終了日の翌日から30日以内に、収支報告書に領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、支払証明書）、海外政務活動記録簿、県外政務活動記録簿を添付して議長に提出することとされている。

議会事務局において収支報告書を一旦受理し、①提出すべき書類に漏れがないか、②計算誤りや記載ミスがないか、③充当の経費が手引に適合しているかを確認している。

収支報告書の内容が手引に適合しているかについては、会計帳簿や添付されている領収書等で確認を行っている。なお、領収書等で何の経費なのかがわかりにくい場合には、議員に直接内容を確認し、当該領収書の写しを貼り付けた「領収書はり付け用紙（規程第12号様式）」の余白に何の支出かがわかるよう明記を求めている。

また、使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれる場合は、議員に手引等で充当できない旨を説明し、請求から削除してもらっている。なお、手引に例示のない経費に充当されている場合は、過去の判例や他府県の手引や運用方針を参考に判断を行っているが、疑義が生じるおそれがある場合はできるだけ充当しないよう説明している。手引では最終、事務局で使途の適否の判断が困難な場合には、各派連絡会で協議することとしている。

(5) 請求人が違法性を主張する平成23～27年度政務活動費の使途基準適合性についての議会事務局の説明

ア 広聴広報費（印刷物）

請求人は平成25年度印刷物については目的外使用が認められる判決が言い渡されたと主張しているが、これは奈良地方裁判所における判断であり、議会側は大阪高等裁判所に控訴中である。また、奈良地方裁判所の判決は平成25年度分についての判断であり、平成27年度についての判断ではない。

なお、奈良地方裁判所の判断については、控訴審において以下のとおり反論し一審敗訴部分の取消を求めている。

「政務活動費を広聴広報費に支出することができるのは、県議会において、県民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、県民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であるところ、県議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができ（平成16年4月14日東京高等裁判所判決）、広聴広報費は調査研究に直接用いられる費用ではないとしても、調査研究のために有益な費用といえるからである。

したがって、議員が広報活動に用いる広報紙に、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握することに繋がる情報が掲載されているのであれば、当該情報の内容が政務活動そのものを伝える情報でなくても、当該広報紙にかかる費用に政務活動費を支出することは適法である。

とすれば、議員の政党活動や後援会活動に関する記事、議員のプロフィール、議員自身の拡大写真やその活動状況を撮影した写真等であっても、それが県政に対する県民の意思を的確に収集、把握することに繋がる情報である場合には、当該広報紙に政務活動費を支出することは適法である。

法第263条の3に基づき設立された全国都道府県議会議長会が作成した「政務活動の運用に係る考え方」においても、「議員が行う政務活動の広報を行う広報紙において、議員自身を紹介する記事（プロフィール等）や地域イベントへの参加報告等を一部に掲載することも、政務活動の広報紙として社会通念上許される程度であれば、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。」という問題点について、「ホームページを含め広報の内容が、（都道府）県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るといふ政務活動の内容に適ったものであれば充当が可能であると考え。また効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要であると考え。」と説明されている。」

本県手引において、政務活動費の充当が不適当な経費として、以下の広報紙があげられているところであり、請求人が指摘する記事は手引で不適当な経費

とされるいずれの活動にも該当していない。奈良県議会では、広報活動と宣伝活動は両者を峻別することは実際には困難であるので、最終は議員に説明責任があるとして宣伝活動の部分が広報活動の部分より明らかに弱い場合は、その印刷や発送に要する費用の全額に政務活動費をあてることができるものと判断してきたものである。和田恵治議員の広報紙には宣伝部分が過剰である箇所はなく、すべて政務活動に適合すると判断する。

＜政党活動の経費＞政党の広報紙、パンフレット、ビラ等作成及び発送経費
＜後援会活動の経費＞後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の作成及び発送経費
＜選挙活動の経費＞選挙ビラ等作成及び発送経費

(7) 和田恵治議員分

和田恵治議員の広報紙の内容は議員報酬削減の提案など県政の課題を論ずるものや6月議会、12月議会、経済労働委員会、決算審査特別委員会での常任委員会で審議状況を紹介し、県民の意見を求めるものであり、すべて政務活動に資するものである。なお、同議員の活動写真やプロフィール、地域情報を伝えることは効果的な広報広聴活動に不可欠な情報であり、本広報紙の記事内容はいずれも県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することにつながる情報であり、政務活動費の趣旨に適合するものであって、広聴広報費に100%充当することに問題はない。

下記の①～⑨の記事は、効果的な広報を行うための県政関連記事であり、同議員の宣伝活動の側面が明らかに強いとはいえないこと、また、同議員がどのような県政課題、政策、住民福祉増進に問題意識、興味をもって取り組んでいるかを県民に伝え、または、同議員の政治的信条や背景を県民に伝えるものであって、いずれの記事も、県民が同議員に対し、県政についての意見や情報を提供する前提となる有用な情報と解される。したがって、これらの記事は、県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することにつながる情報であり、全部が政務活動に資するものと判断した。

【記事が政務活動に適合すると判断した具体的な理由】

- ①「山の辺場所を開催」は、県が相撲発祥の地として相撲の発展と普及に力を入れていることの広報及び賛否収集である。
- ②「等彌神社 大學百合祭」は、地元桜井市の観光資源の紹介による県の

観光振興施策の広報であるのと、県の観光振興対策として地元桜井市の観光資源を知っているかなどの情報収集である。

- ③「第31回談山神社研書会表彰式」は、県・県教育委員会後援の書道振興施策の紹介広報及び賛否収集である。
- ④「第13回奈良県空手道交流試合」は、全国的に低くなっている県の中学生等の身体能力増進のための一手段としての空手道の紹介広報及び賛否収集である。
- ⑤「相撲発祥の地奈良体験ツアーイベント」は、県が相撲発祥の地として相撲の発展と普及に力を入れていることの広報及び賛否収集である。
- ⑥「松井桜井市長が無投票当選」は、県政に影響を与える桜井市政の紹介と市長支持という議員の考えを紹介した広報及び議員への要望や意見募集である。
- ⑦「桜井記紀万葉歌碑原書展」は、県立美術館での万葉歌碑紹介による県の文化振興施策の広報であり、県の文化振興施策に対する意見募集である。
- ⑧「国立療養所大島青松園訪問」は、県の「ハンセン病を正しく理解する施策」に伴う視察報告であり、県の施策に対する意見募集である。
- ⑨「芸術芸能祭 第44回桜井市展」は、桜井市の芸術芸能祭の紹介による文化振興施策に関する広報であり、県の文化振興施策に対する要望や意見の募集である。

(イ) 川口正志議員分

川口正志議員の「奈良県政ニュース」は後援会が発行名義人となっている広報紙であっても、その内容が議員個人の県政報告である。その印刷や配布に要する費用のうち相応の割合については、議員の政務調査研究に資するための活動費用として政務活動費を充当することができると判断した判例（平成22年11月15日東京高等裁判所判決）がある。同議員の広報紙の内容は県政の課題や人権問題、京奈和自動車道整備の進捗状況のほか県政施策に関する活動報告であるほか、同議員の活動写真やプロフィール、地域情報を伝えることは効果的な広報広聴活動に不可欠な情報であり、政務活動費の趣旨に適合するものであって、紙面割合からしても2分の1の充実に問題はない。

①出版記念祝賀会の記事について、自著「いのち燦燦～人権文化の花咲かそ～」は県議會議員として議員がこれまで取り組まれた人権運動にかかわるものではあるが、同議員の自叙伝についての宣伝の色合いが強い誌面であり、

政務活動に資するものとは言いがたい。

②「奈良県軟式野球連盟役員総会に出席」と題する記事及び「川口杯各種大会の成績結果」と題する記事は、いずれも県下のスポーツ振興に取り組んでいることを伝える記事であり、県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することにつながる情報である。

①の記事に政務活動費を支出することは不適切であり、②の記事については不適切とはいえないが、これらの記事を合わせても、その紙面割合は全体の2分の1を超えることはない。したがって、同議員が2分の1で按分充当したことに問題はない。

(ウ) 田中惟允議員分

田中惟允議員の「県政ネットワーク」は文教くらし委員会や南部・東部振興対策特別委員会の県内調査を紹介するなど県政の課題を論ずるほか、9月、2月議会での一般質問状況等を紹介し、県民の意見を求めるものであり、すべて政務活動に資するものである。なお、同議員の活動写真や奈良県議会の紹介は効果的な広報広聴活動に不可欠な情報であり、本広報紙の記事内容はいずれも県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することにつながる情報であり、政務活動費の趣旨に適合するものであって、広聴広報費に100%充当することに問題はない。

(エ) 宮本次郎議員分

宮本次郎議員の「県議会報告」は6月議会一般質問（文化財保護）、コンビニフランチャイズ規制問題、障害者の生活と権利を守る条例の制定等を紹介し、県民の意見を求めるものであり、全て政務活動に資するものである。なお、同議員の活動写真や奈良県議会の紹介は効果的な広報広聴活動に不可欠な情報であり、本広報紙の記事内容はいずれも県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することにつながる情報であり、政務活動費の趣旨に適合するものであって、広聴広報費に100%充当することに問題はない。

イ 事務所費（事務所賃借料）

請求人は、後援会事務所（政治資金規正法届出住所）が政務活動事務所と同居する併用型事務所であると確認できる事務所については社会通念からその2分の1を目的外に支出された政務活動費とせざるを得ないと主張しているが、そもそも併用型事務所であると確認できるという主張は誤りである。議員から政務活動専用事務所であることを収支報告書提出の際に確認している。また、議員が発行する印刷物やブログにおいて政務活動事務所を後援会事務所である

と自ら公表している場合も併用事務所であることが確認できると主張しているが、その具体的根拠は不明である。

なお、政務活動事務所の外観（看板、ポスター等）から選挙活動、後援会活動等の実態が伺える場合も政務活動以外の使用があることが推認できるから、特段の釈明がない場合においては政務活動費の充当を2分の1按分すべきであり、平成25年度政務活動費訴訟においてこの主張が一部認容されたと主張しているが、前述の広聴広報紙と同様、平成25年度分についての奈良地方裁判所の判断であって、確定したものではない。奈良県議会側は控訴し、以下のとおり主張しているところである。

「一般的に、建物に議員の顔写真入りポスター掲示されているからといって、当該建物において政党活動や後援会活動が行われているという経験則は存在しない。したがって、議員の顔写真入りポスターが掲示されているという理由だけで、当該建物において政務活動以外の活動が行われていたと認定した原判決の認定は誤っている。」

なお、請求人が住民監査請求書の別紙5において、政務活動事務所と主張しているものについては、請求人は具体的な資料を提出しておらず、請求人との平成25年度及び26年度政務活動費訴訟において議会側が争っている事実である。

ウ 人件費

請求人は、政務活動事務所を後援会事務所と併用している場合においては、そこに働く職員が政務活動のみに従事したと考えるのは合理的ではないと主張しているが、そもそも事務所費のところでも述べたとおり併用型事務所であると確認できるという主張は誤りである。また、相手側議員は請求人主張の政務活動やそれ以外の活動が頻繁に発生することから、政務調査専従の職員を雇用して100%充当を客観的に可能としているところ、事務局では政務活動の補助業務のために雇用した職員の業務実態については、議員への聞き取りにより、職員の実在と按分が妥当であるかのチェックをしている。

平成26年（行コ）第192号大阪高等裁判所判決では請求人の同様の主張に対し、「議員活動が多岐にわたるとしても、そのことから直ちに職員給与の2分の1を超える部分が違法であるとはいえない」として請求人の訴えを棄却しているし、平成25年度の政務活動費の人件費にかかる請求人の「議員の活動は多岐にわたり、調査活動とそれ以外の活動が渾然一体となって行われているため、議員に雇用された職員は政務活動以外の活動についても使用されたものといえることから、2分の1を超える部分は違法である」旨の主張に対して

も、奈良地方裁判所は政務活動専従の職員を雇用することによって、当該職員の人件費について政務活動費を100%充当することなどは可能であるとして、棄却されている。よって、請求人の「一般に議員の活動は政務活動やそれ以外の活動が頻繁に発生する中で、議員を補佐する職員の活動に呼応して有機的に対応するのが合理的かつ経済的であるから一般的な社会通念により2分の1按分が相当である。」との主張は根拠がなく当を得ないものである。

なお、住民監査請求書の別紙5において請求人が政務活動事務所と主張しているものについては、請求人は具体的な資料を提出しておらず、請求人との平成25年度及び26年度政務活動費訴訟において議会側が争っている事実である。

また、請求人は平成27年4月の奈良県議会議員選挙が行われた4月の人件費について、通常100%充当している人件費が2分の1から3分の1に按分されていることを理由に通常月についても按分すべきと主張している。しかし、これは各議員の補助職員が平成27年4月のみ選挙活動にも携わったとして適切に按分をしているのである。職員は通常月においても様々な活動を行う議員を補佐するために適切に対応する必要があるとの請求人の主張の根拠は不明で当を得ないものである。

このように、各議員の補助職員が4月のみ選挙活動にも携わった状況は、下記のとおりである。

岡史朗議員：通常、政務活動と後援会活動で2分の1按分であるが4月度は選挙活動にも携わったため3分の1按分をしている。

奥山博康議員：通常政務活動専用であるが、4月度（3/21～4/20）は31日のうち10日間選挙活動にも携わったため31分の21按分している。

和田恵治議員：通常政務活動専用であるが、4月度は選挙活動にも携わったので2分の1按分をしている。

粒谷友示議員：通常政務活動専用であるが、4月度は選挙活動にも携わったので2分の1按分をしている。

小泉米造議員：通常政務活動専用であるが、4月度は選挙活動にも携わったので2分の1按分をしている。

安井宏一議員：通常政務活動専用であるが、4月度は選挙活動にも携わったので2分の1按分をしている。

荻田義雄議員：通常政務活動専用であるが、4月度は選挙活動にも携わったので2分の1按分をしている。

国中憲治議員：通常、政務活動と後援会活動で50%充当しているが、4月度は選挙活動にも携わったので3つに分けて30%の充当をしたものである。

エ 広聴広報費（ホームページ維持管理費）

法第263条の3に基づき設立された全国都道府県議会議長会が作成した「政務活動の運用に係る考え方」においても、「議員が行う政務活動の広報を行う広報紙において、議員自身を紹介する記事（プロフィール等）や地域イベントへの参加報告等を一部に掲載することも、政務活動の広報紙として社会通念上許される程度であれば、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。」という問題点について、「ホームページを含め広報の内容が、（都道府）県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば充当が可能であると考え。また効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介（プロフィール）なども必要であると考え。」と説明されている。

(ア) 岡史朗議員分

請求人が提出しているのは岡史朗議員のホームページトップページであるが、内容はプロフィール、政策、活動報告、議会報告に4つに分かれ、それぞれのページにはご意見・お問い合わせの案内があるものとなっている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はホームページのごく一部のみを取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真やあいさつは同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成又は反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報となっている。請求人はホームページの一部を取り上げ個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは必要最小限度に押さえられているほか政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充当に問題はないと判断している。

(イ) 和田恵治議員分

請求人が提出しているのは和田恵治議員の活動報告のうちアルバムとして活動報告の記事の中にある写真を集めたアルバムのページである。同議員のホームページの内容はプロフィール、政策・理念、和田通信、活動報告、お問い合わせの5つに分かれ、同議員はホームページの閲覧者に対し、「私のホームページに今後もアクセスをいただき、私の議員活動に対してご指導と忌憚のないご批判をいただけること、そして皆様がお気づきの県政の課題や、さまざまな問題について、ご意見を積極的にお寄せいただくことをお待ちし

ております。」と積極的な意見聴取を行っている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はホームページのごく一部である同議員の活動記録が掲載されているフェイスブックのアルバムのみを取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真や活動記録は同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成または反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報となっている。また、同アルバムは閲覧者に活動記録をわかりやすいように提供しているものにすぎない。請求人はホームページの一部を取り上げ個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは県民から意見を聴取する上で効果的な手段となっているほか、必要最小限度に押さえられており他の議員のフェイスブック等とかわりはない。また、政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充実に問題はないと判断している。

(ウ) 粒谷友示議員分

請求人が提出しているのは粒谷友示議員のホームページトップページであるが、内容はプロフィール、政策理念、活動報告、つぶさにブログ、掲示板、リンク集、メールの7つに分かれ、県民への意見聴取が主となっている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はホームページのごく一部のみを取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真やあいさつは同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成または反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報となっている。請求人はホームページの一部を取り上げ個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは必要最小限度に押さえられているほか政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充実に問題はないと判断している。なお、請求人が添付している事実証明書138のブログは選挙期間中のブログであるため選挙活動と分けて2分の1に適切に按分をしておき充実に問題はない。

(エ) 安井宏一議員分

請求人が提出しているのは安井宏一議員のホームページトップページであるが、内容はごあいさつ、プロフィール、政策、活動報告、議会報告の5つに分かれ、あなたの声を県政に！となっている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はホームページの見出しの写真や知事と握手

する写真のみを取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真やあいさつは同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成又は反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報となっている。請求人はホームページの一部を取り上げて個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは必要最小限度に押さえられているほか政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充実に問題はないと判断している。

(オ) 大国正博議員分

請求人が提出しているのは大国正博議員の活動報告と議会報告のページであるが、自己宣伝的なものは皆無である。よって、請求人の主張には根拠がなく失当である。

(カ) 奥山博康議員分

請求人が提出しているのは奥山博康議員のホームページトップページであるが、内容はごあいさつ、プロフィール、活動報告、議会報告、アルバムの5つに分かれ、何かおかしいと県政の課題を問いかけるホームページとなっている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はホームページの見出しの写真等を取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真やあいさつは同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成または反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報となっている。請求人はホームページの一部を取り上げて個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは必要最小限度に押さえられているほか政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充実に問題はないと判断している。

(キ) 小泉米造議員分

請求人が提出しているのは小泉米造議員のアルバムページであるが、同議員のホームページの内容はお知らせ、ごあいさつ、プロフィール、政策、活動報告、議会報告、アルバムの7つに分かれ、県民への意見聴取が主となっている。本ホームページは同議員の政策、活動報告、議会報告を主要な内容として、県民から広く意見を聴取するためのものであるが、請求人はアルバムページのごく一部のみを取り上げて個人的宣伝が強いと主張しているようである。しかし、写真やあいさつは同議員の人となりや伝え、同議員がどのような政策や背景に基づいて情報を発信しているかが明らかになることで、県民から賛成または反対の情報把握につながる広報広聴活動に不可欠な情報

となっている。請求人はホームページの一部を取り上げ個人的宣伝色が強いと主張しているが、写真やあいさつは必要最小限度に押さえられているほか政党活動や後援会活動の記載もなく、100%の充当に問題はないと判断している。

(ク) 山中益敏議員分

請求人が提出しているのは公明党の経費で作成している山中益敏議員のホームページであり政務活動費を充当しているホームページではないことを同議員から確認をしている。請求人の主張は誤りであり失当である。

オ その他の支出

(ア) 要請陳情等活動費（東京政策懇談会）

新谷統一議員は、県外政務活動記録簿のとおり、平成27年5月11日に国交省、農林省等を訪問し、リニア中央新幹線やお茶の振興に関する問題等についての要請陳情を行ったものである。領収書の35,000円は要請陳情を企画した東京政策懇談会への会費である。同議員は会費分のうち、交通費相当額分（往路のみ）の10,173円を充当したものであり、要請陳情等活動費の交通費として充当に問題はない。

(イ) 広聴広報費及び事務費（県政報告用紙代等）

猪奥美里議員は、（株）清和ビジネスに広聴広報費として用紙代、事務費として飲料、文具等の消耗品を充当しているものである。内訳については別添に（株）清和ビジネスの請求書を添付しており、按分率等も確認できる。当案件は銀行振り込みであるので支払証明書を提出しているものである。

(ウ) 事務所費（管理費）

松尾勇臣議員は、平成27年5月11日支払いのセコム契約料については、別添領収書はり付け用紙に記載のとおり、2分の1の按分を行っており、問題はない。また、領収書が後援会事務所ご契約料になっているが、同議員の事務所は政務活動と後援会の共用で有り、実態に応じてそれぞれ2分の1ずつ充当しているものであり問題はない。

(エ) 事務費（電話料金）

平成27年6月30日支払いのNTTファイナンス45,751円は、松尾勇臣議員の携帯電話代であるが、余白に2分の1充当の記載を忘れたものであり、2分の1の22,875円が充当されている。また、科目も事務所費ではなく事務費であるので、平成29年4月12日に訂正届が提出されたところである。

(オ) 事務費（パソコン代）

粒谷友示議員は政務活動専用事務所において、パソコンを政務活動専用

使用していることを確認している。請求人は併用型事務所と主張するが根拠が不明で失当である。

(カ) 事務費（プリンター代）

松本宗弘議員は政務活動事務所を松本運送（株）の事務所の1室を明確に区分して使用しており、プリンターは政務活動専用であることを確認している。よって全額充当は問題はない。

(キ) 事務費（コピー機リース代等）

秋本登志嗣議員は政務活動事務所と後援会事務所を別々に所有しており、リースをしているコピー機は政務活動専用であることを確認している。よって全額充当は問題がない。

(ク) 調査研究費（大学院授業料等）

川田裕議員は京都大学大学院公共政策教育部の授業料と交通費を調査研究費として政務活動費に充当したものである。同大学院のホームページには公共政策大学院では「公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。」と記載されており、請求人が述べる個人的技能の習得には当たらない。

また、同議員も活動報告書の中で「政策を客観的に分析・評価する基礎を養成し、その上に新しい政策の形成と効果的執行を可能にする専門能力を習得した。」とその効果が県政の施策を分析し新たな政策を提言することに資すると説明をしているところである。

また、平成18年11月8日の東京高等裁判所において、公共政策大学院の学費を政務活動費により支出することは可能との判決が出ており、充当には問題がないと一般的に解されているところである。

カ 田中惟允議員の支出

(ア) 事務費（NHK受信料等）

受信料について、本県議会の手引では特に定めていないが、和歌山県議会のようにNHK受信料は自宅以外に政務活動事務所を構えている場合は充当できるとしている議会が一般的である。田中惟允議員は自宅以外の事務所における受信料に充当しており問題はない。こまどりケーブルについては基本料金のほか、kブロード光代、宇陀市内の通話料が無料になるケーブルライン代であるとのことである。これらは通信費として認められるもので充当に問題はない。

(イ) 資料購入費（書籍購入費）

文藝春秋、中央公論購読料について、昨今の社会問題や政治問題等を把握し、ひいては奈良県政の課題等を分析する調査研究に活用しているとのことであり、充実に問題はない。

また、資料購入費については、平成24年10月18日の高松高等裁判所において、議員が身につけるべき知見が多様化していることや、知見の有する意味等に照らすと、直ちにその知見が成果を生むものではないからといって、調査研究との関連性あるいは有益性が否定されるべきものでないと判示されている。

(ウ) 資料購入費（新聞購読料）

聖教新聞について、社会情勢や政治、経済等の情報、公明党の考え方等の情報を県政の調査研究に活用するものであり、充実に問題はない。

(エ) 資料購入費（書籍購入費）

昭和天皇実録について、日本の政治、社会、文化等、昭和史の新たな一面を知り、奈良県の施策提案に反映させるものとのことであり、充実に問題はない。

万葉集全歌講義について、奈良県にゆかりの万葉集の活用を考えるための資料としたとのことであり、充実に問題はない。

松山本草について、県の漢方のメッカ推進プロジェクトの推進に対する調査研究の資料としたとのことであり、充実に問題はない。

漢方今昔物語について、県の漢方のメッカ推進プロジェクトの推進に対する調査研究の資料としたとのことであり、充実に問題はない。

日本の原像について、律令制度の変遷など、日本の歴史を検証し、本県のあり方を考える資料としたとのことであり、充実に問題はない。

(オ) 事務費（郵便料）

政務活動に伴う関係書類等を送付するための切手代。郵便局から記念切手の購入を勧められて購入しているとのことで記念切手を収集するなど他意はないとのことである。

(カ) 事務費（購入代）

事実証明書160は、政務活動に使用するビデオのバッテリー充電器の領収書の写しで、同161は、政務活動に使用するデジタルカメラの充電器の領収書の写しであるとのことで、どちらも他の使用を考慮し2分の1按分をしている。

(キ) 事務費（購入代）

ニコンのデジタルカメラ購入費であるとのことで、政務活動以外の使用も考慮し2分の1按分をしている。

(ク) 事務費（購入代）

SDカード2枚と上記ニコンのデジタルカメラの予備バッテリーとのことである。

(ケ) 事務費（郵便料）

政務調査関係の事務連絡等の発送代金とのことである。

(コ) 調査研究費（交通費）

県外政務活動報告書のとおり、平成27年4月18日に東北大学川内キャンパス総合研究棟で開催された「東北発コンパクトシティの実現に向けて」のシンポジウム参加のための調査研究費用である。航空券について、行きのチケット控えは添付されているが、帰りは搭乗券で代用されている。行きのチケットには往復割引で31,500円と記載されていることから帰りの飛行機代も31,500円で問題はないと判断したものである。

(カ) 事務費（燃料代）

田中惟允議員に聴取したところ、全て同議員が使用した車両のガソリン代とのことである。事務所が県の東部山間地にあり、公共交通機関も本数が少ないため政務調査活動等は全て自動車でないとなれば活発な活動に支障をきたすとの説明があった。また、手引では「使用実態での按分が困難な場合は、支払額の2分の1を限度に「事務費」として充当できるものとする。」と定められているところであり、その決まりに沿って適切に充当しているとのことである。なお、同議員は通常は2分の1の按分により充当しているが、選挙活動があった平成27年4月分については政務活動・後援会活動・選挙活動があったとして3分の1の按分をしているのである。よって、請求人が主張している2分の1の按分をすべて3分の1の按分にすべきとの主張は当を得ないものである。

キ 米田忠則議員の支出（事務所費電気代）

米田忠則議員は近畿運輸株式会社から近畿ビルの1階部分を賃借し、政務活動事務所と後援会事務所として利用している。なお、同議員は賃借料については政務活動費を充当しておらず、光熱費のみ政務活動と後援会活動に分けて2分の1充当している。

請求人は電力会社からの請求書がないと主張しているが、同議員は近畿運輸株式会社から一室を賃借し、賃料とともにその部屋に付随する光熱水費を同社からの請求により支払っているもので問題はない。また、後援会活動の方が盛んであると推測されるので2分の1の按分がおかしいなどと主張するが、その根拠は不明であり、同議員は1階部分全体を政務活動事務所と後援会事務所に

使用している以上、2分の1の按分に問題はないと判断した。

第4 監査結果

本件住民監査請求の監査の結果、次のとおり決定した。

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 使途基準について

(1) 政務活動費の根拠規定について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めている。また、同条第15項は「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と定めている。

(2) 政務活動費制度の趣旨について

平成17年11月10日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」と判示されている。

また、平成22年4月12日の最高裁判所の決定において、「政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによつてゆだねることとしている。」と判示されている。

そして、平成24年7月27日の大阪高等裁判所の判決（同判決で確定）において、「議会の審議能力向上のために政務調査費を用いて具体的にどのような調査を行うかは、第一次的には、実際に政務調査費を支出する議員又は会派の判断に委ねられており、広範な裁量が認められると解されるところ、その裁量は、原

則として尊重されるべきである。」と判示されている。

(3) 奈良県における政務活動費に関する条例等について

本県においては、条例第2条第1項が、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」とし、これを受けて、同条第2項が、政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしており、その経費の内容について、条例別表第1及び第2において定めている。

そして、条例第10条第1項が、会派の代表者及び議員が議長に提出すべき収支報告書及びその添付書類について定めている。

また、条例で定める経費の内容をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成し、充当の上限を定める経費、実態での按分が困難な場合の取扱い、事務所の要件、検査体制や相談体制などを定めるとともに、政務活動費の充当が不適当な経費を明記している。

以上のとおり、本県においては、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費に当たるか否かの基準は、条例及び手引において具体化されている。また、収支報告書の様式及びその添付書類は条例及び規程において定められている。これらの内容が、前示の政務活動費の制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、本件各支出が県政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費に当たるか否かは、本件各支出が条例及び手引に基づいてその適合性を判断するのが相当である（平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨）。

2 使途基準適合性について

(1) 議会事務局が行った収支報告書等の確認について

議会事務局は、本件監査対象の政務活動費について、収支報告書の提出時に、領収書等を確認し、その内容が条例及び手引に適合しているか否かの確認を行ったと説明している。

(2) 監査の視点について

平成21年12月17日の最高裁判所の判決において、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨は、「政務調査費は議会の執行機関に対

する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされ、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

平成27年3月26日の金沢地方裁判所の判決（平成27年9月2日の名古屋高等裁判所の判決で確定）においては、原告において、当該政務調査費の支出が、政務調査費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、議員の側において、政務調査費の本来の用途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があったものと解するのが相当である旨判示されている。

また、平成26年10月24日の和歌山地方裁判所の判決（平成27年7月30日大阪高等裁判所の判決で確定）においては、政治活動の自由の性質にかんがみれば、政務調査費の支出については、議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきであるから、用途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告の反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである旨判示されている。

そして、奈良県議会においては、政務活動費の用途基準をより一層明確化、具体化し、政務活動費の適正な執行を図るため、総合的なマニュアルとなる手引を作成しているところである。

したがって、本件住民監査請求に係る政務活動費についての用途基準適合性の判断にあたっては、条例第10条及び規程第5条において議長に提出することが定められている収支報告書、領収書の写し又は支払証明書等について、請求人が外形的事実を立証した場合及び監査において外形的事実の存在が認められた場合には、議員等が、条例及び手引に適合することを立証しているか否かを判断することとするのが相当である。

(3) 使途基準適合性の判断について

本件住民監査請求に係る請求内容を見ると、広報紙の印刷代等やホームページの維持管理費用などの広聴広報費、事務所の賃借料及び電気代等、政務活動補助職員等の人件費、書籍等の資料購入費、ガソリン代やコピー機リース代等の事務費及び大学院授業料等の調査研究費等31名の議員に係る合計24,391,380円について、政務活動費の支出が認められない旨主張している。

ア 和田恵治議員、田中惟允議員、宮本次郎議員及び川口正志議員の広報紙に係る政務活動費の充当について

上記各議員の広報紙に関して、事実を証明する書類として印刷物の写しを添付しているもので、以下検討する。

(ア) 和田恵治議員、田中惟允議員及び宮本次郎議員の広報紙について

請求人は、議員自身のプロフィールや拡大写真、議員の活動状況を撮影した写真及び地域の行事等の記事などが政務活動費の目的外の記事であると主張している。

しかし、これらの記事のみからでは、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動でないと判断することは困難であり、この点、請求人は、印刷物を添付しているだけで政務活動費の目的外の記事である理由の主張立証を行っているとはいえない。

(イ) 川口正志議員の広報紙について

同議員が広報紙に係る費用の2分の1に政務活動費を充当していることに対し、請求人は、4分の1の充当とすべきであると主張している。

しかし、広報紙をみても、費用額の4分の1にすべきという請求人の主張を首肯できる外形的な事実とは認められず、請求人は、その主張を裏付ける立証を行っているとはいえない。

したがって、上記4人の議員の広報紙に係る政務活動費の充当割合が適切ではないとの主張については、請求人が政務活動費の条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。

イ その他の請求事項について

上記アに掲げる以外の請求内容等としては、広聴広報費について印刷物の確認ができないものは2分の1で充当すべきであること等、事務所賃借料につい

て併用型事務所として2分の1で充当すべきであること等、ホームページの維持管理料は2分の1按分すべきであること等、その他の支出の全部又は一部について政務活動費の充当が認められないこと等を主張している。

しかし、これらの主張は、請求人は専ら自らの見解や主張を述べるにとどまり、条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を立証しているとは認められない。

ア及びイのとおり請求内容について条例及び手引に反した支出であることを推認させる外形的事実を請求人は立証しているものとは認められず、また、議会の説明を聴取し、収支報告書等を確認したが、外形的事実とは認められない。

したがって、本件監査対象の政務活動費の支出について、知事が不当利得返還請求権を行使して議員に返還を請求すべき事実があるとは認められない。

第5 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

政務活動費については、本県においても住民監査請求が度々提出されるなど県民の関心が高まっている中で、その使途を巡って、平成28年10月に議員が辞職する事態が生じた。県議会において、政務活動費の使途の一層の明確化や領収書のインターネット公表の導入等について検討が行われ、その結果、平成29年3月に条例が改正され、同年4月から施行されることとなった。

改正条例には、会派及び議員は、政務活動費の使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならないこと、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めること、収支報告書等を第三者機関に調査を行わせることができること、是正する必要があるときは勧告できること等が新たに規定された。

また、条例改正の趣旨を踏まえて、手引等の見直しも行われ、平成29年度以降に交付される政務活動費について、その全ての場合の活動記録簿、事務所状況報告書及び雇用状況報告書等の提出を求めるとともに、これらの書類を含む関係書類の閲覧及びインターネットでの公表を行うこととされた。

このたびの条例及び手引の改正は、政務活動費の使途の透明性を一層向上させることに資するものと考えられるが、政務活動費の使途や取扱いについては、政務活動費の趣旨を十分踏まえた上で県民の理解が得られるよう不断の見直しが必要である。今後、政務活動費について一層の適正化が図られるよう改正後の条例等の運用について注視していく。